

パブリックコメント提出意見への回答について

令和6年3月7日木曜日から令和6年4月8日月曜日までの期間で実施した、岡崎市脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の制定についてのパブリックコメントへの意見と回答は以下のとおりです。

意見番号	意見	回答
1	ゼロカーボンシティとは、カーボン紙を使わないコピーを市を挙げて推進するのかなど。 脱炭素社会と掲げているのだから、殊更カタカナにせずとも、日本語のままでよろしい。	ゼロカーボンシティとは、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のことです。本市は令和2年にゼロカーボンシティ宣言を行い、目標に掲げているため、本用語を用いています。
2	附則が長過ぎて、一般市民は読む気がしないであろう。この内容は、今では誰もが承知していることであるので、殊更強調する必要はない。以上の理由により、附則は削除した方がすっきりし、読み易くなると思う。読まなければ形だけのものになり、結局自己満足でしかなくなると思料する。	前文のことと思慮いたしますが、前文については、脱炭素社会の実現に向けた本市の姿勢や気候変動対策の必要性など、本条例を制定した意図を示す重要な部分であります。脱炭素社会の実現に向けて引き続き普及啓発に努めて参ります。
3	第5節 廃棄物に係る対策について（廃棄物の発生の抑制等）第23条2項の「事業者は、」を、本条令の何処かに定めがあるかもしれませんが、「他の法律に定めがある場合の他は、事業者および市民は、」に改められたい。法律で許可または例外扱いされている行為を、条例で規制することは行き過ぎである。	事業者排出の廃棄物の処理責任は当該事業者が負いますが、市民の廃棄物は一般廃棄物であることから、処理責任は市にあります。